

2019年12月10日

株主各位

名古屋市中村区名駅一丁目1番1号  
J Pタワー名古屋  
名南 M & A 株式会社  
代表取締役社長 篠田 康人

## 第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2019年12月25日（水曜日） 午前10時
  
2. 場 所 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 J Pタワー名古屋 34階  
名南コンサルティングネットワーク 研修室2
  
3. 目的事項  
報告事項 第5期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）事業報告  
及び計算書類の内容報告の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.meinan-ma.com/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

〔 2018年10月1日から  
2019年9月30日まで 〕

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、米中貿易摩擦や中国経済の成長の鈍化、円高による輸出の低迷等を背景に、先行き不透明な状況で推移したものの、良好な雇用情勢と賃金上昇により、個人消費は緩やかな回復が持続する等、内需は底堅く推移しました。

当業界におきましては、中小企業経営者の高齢化を背景とする後継者問題が益々深刻化しており、潜在的なM&Aニーズ（譲渡ニーズ）は、一段と増加傾向にあります。東京商工リサーチの「2019年後継者不在率調査」によると、日本の中小企業の55.6%が後継者不在と半数以上の企業に及び、2018年の休廃業・解散件数は、過去最高4万6千社を超えました。国内市場の拡大と健全な競争環境維持のためにも事業譲渡などのM&Aの促進が一層求められる状況となっております。

一方で、人材不足や働き方改革を背景とするIT化への対応、国内人口の減少を背景とするグローバル化への対応等、経営環境の変化への迅速な対応を迫られる中で、事業領域の拡大や海外進出等、事業拡大手段としてのM&Aニーズ（譲受ニーズ）も一段と増加いたしました。譲渡ニーズと譲受ニーズの双方が増加する中で、当業界のマーケットは引き続き拡大傾向にあります。

このような情勢のなか、当社は金融機関や会計事務所等の提携先との一層の関係強化に取り組むとともに、ダイレクトメールの送付やセミナー開催等のダイレクトアプローチを強化することにより、M&Aニーズの獲得を図りました。製造業と医療・介護業においては、業種特化の専門チームを編成し、専門性の高いアドバイザーが対応しております。また、関西地方でのM&Aニーズの増加に対応するため、2019年4月に大阪オフィスを開設いたしました。

この結果、当事業年度においては42件（譲渡・譲受は別カウント）の案件が成約し（対前期8件増加）、売上高は800百万円（前期比70.7%増）、営業利益は236百万円（前期比608.6%増）、経常利益は236百万円（前期比597.0%増）、当期純利益は154百万円（前期比573.7%増）となりました。

また、「東海地方に根ざしたM&A会社」として信頼度、認知度向上を図るため2019年12月2日名古屋証券取引所セントレックス市場へ上場しました。より優秀な人材を確保し、営業体制を強化してまいります。

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度は、大阪オフィス開設に伴う有形固定資産の取得を中心に、総額 13 百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 直接相談案件の増加

当社の受託案件の大半は、金融機関等の提携先からの紹介案件であり、顧客企業から直接当社にご相談いただく案件の割合が低くなっております。紹介案件は、比較的良質な案件を獲得できるというメリットがある一方で、紹介料の負担があり、利益率を押し下げるというデメリットがあります。今後は、紹介案件と直接相談案件をバランスよく受託するために直接相談案件を増やすことが重要な課題であると認識しております。

この課題を解決すべく、ダイレクトメールや電話によるダイレクトアプローチ等、直接相談案件を獲得するための活動を強化しております。

② 人材の確保・育成

当社では、M&Aニーズが増加する経営環境下において、M&Aアドバイザーの採用と育成が最も重要な経営課題であると認識しております。特に当社の強みである、自動車業界を筆頭とする「ものづくり」業界や、通常の事業法人とは異なる制度運営が求められる「医療・介護」業界等、専門性を持つ人材の確保や育成が必要となります。

この課題を解決すべく、採用に関しては、インターンシップの開催等を通して優秀な新卒社員を採用するとともに金融機関や会計事務所での勤務経験がある人材を中心に中途社員も積極的に採用してまいります。育成に関しては、先輩社員との同行訪問等を中心に取組みますが、定期的な社内勉強会や外部研修受講等も強化してまいります。

③ 活動エリアの拡大

当社は、東海地方のすべての地方銀行及び多くの信用金庫と業務提携し、これまで東海地方(愛知、岐阜、三重、静岡)を中心に営業活動を行っております。そのため、受託案件も東海地方に集中しており、今後さらなる事業拡大を図る上で、東海地方以外のエリアでの営業基盤の構築が課題であると認識しております。

この課題を解決すべく、全国展開している金融機関と業務提携し、関係強化を図っております。また、当社の親会社である株式会社名南経営コンサルティングが全国の会計事務所向けに情報共有及び各種経営ツールを提供するインターネットサービスを展開しております。これらのサービスのユーザーである会計事務所と連携してM&

A案件の発掘に取り組む等、営業活動における関係性を強化していく方針であります。さらに、関西圏の営業基盤を構築すべく 2019 年 4 月に大阪市西区に大阪オフィスを開設しております。

#### ④ 社内管理体制の強化

当社では、積極的に人材を増員する中で、情報漏洩や書類紛失等の事故や担当者ごとのサービスレベルのバラつき等が発生しないように、社内管理体制の強化が必要であると認識しております。

この課題を解決すべく、規程や業務フローを整備し、定期的に内部監査を実施することにより運用状況をチェックしてまいります。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
		2016 年 9 月期	2017 年 9 月期	2018 年 9 月期	(当事業年度) 2019 年 9 月期
売上高 (千円)		367,847	455,382	469,260	800,964
経常利益 (千円)		42,891	48,539	33,903	236,298
当期純利益 (千円)		28,077	32,653	22,993	154,912
1 株当たり当期純利益 (円)		22.48	25.80	17.49	117.82
総資産 (千円)		144,872	177,696	211,295	492,307
純資産 (千円)		104,911	143,730	167,116	321,555
1 株当たり純資産 (円)		84.01	109.31	127.10	244.56

(注) 当社は、2017 年 3 月 29 日付で普通株式 1 株につき 31.22 株の割合で株式分割を行っており、また、2019 年 8 月 8 日付で普通株式 1 株につき 50 株の割合で株式分割を行っておりますが、第 2 期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社名南経営コンサルティングであり、同社は当社の株式を 1,248,800 株 (出資比率 94.98%) 保有しております。当社は親会社が立替支払いを行ったグループ全体の地代家賃、水道光熱費等の内、当社負担分について、支払いを行っております。

##### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

##### ③ その他重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

#### (7) 主要な事業内容 (2019 年 9 月 30 日現在)

事業部門	事業内容
M&A コンサルティング事業	M&A の仲介及びコンサルティング

(8) 主要なオフィス (2019年9月30日現在)

名称	所在地
本 社	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー名古屋
大阪オフィス	大阪市西区京町堀一丁目6番2号肥後橋ルーセントビル

(9) 従業員の状況 (2019年9月30日現在)

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
27名	2名増	35歳4ヶ月	2年5ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2019年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 5,200,000株

(注) 1. 2019年8月7日開催の臨時株主総会決議により定款を一部変更しており、2019年8月7日付で発行可能株式総数は208,200株減少し、104,000株となっております。

2. 2019年7月12日開催の取締役会決議により、2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数は5,096,000株増加し、5,200,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数 1,314,850株

(注) 1. 2019年7月12日開催の取締役会決議により、2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,288,553株増加し1,314,850株となっております。

2. 2019年8月7日開催の臨時株主総会決議により、2019年8月7日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(3) 株主数 20名

(4) 大株主（上位 13 名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社名南経営コンサルティング	1,248,800 株	94.98%
名南M&A社員持株会	5,350 株	0.40%
株式会社十六銀行	5,000 株	0.38%
株式会社大垣共立銀行	5,000 株	0.38%
株式会社百五銀行	5,000 株	0.38%
株式会社三重銀行	5,000 株	0.38%
株式会社第三銀行	5,000 株	0.38%
株式会社名古屋銀行	5,000 株	0.38%
株式会社愛知銀行	5,000 株	0.38%
株式会社北陸銀行	5,000 株	0.38%
オリックス株式会社	5,000 株	0.38%
岐阜信用金庫	5,000 株	0.38%
岡崎信用金庫	5,000 株	0.38%

(5) その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項（2019年9月30日現在）

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年9月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	篠田 康人	
取締役	青木 将人	経営管理部長
取締役	櫻田 貴志	情報開発部長
取締役	森 鋭一	春日井市監査委員
常勤監査役	南川 剛廣	
監査役	若山 哲史	若山・大井総合法律事務所 代表
監査役	大倉 淳	公認会計士大倉会計事務所 代表 株式会社コプロ・ホールディングス 社外監査役

(注) 1 森鋭一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2 若山哲史氏及び大倉淳氏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3 監査役若山哲史氏は弁護士として、高い専門性と豊富な経験を有するものであります。

4 監査役大倉淳氏は公認会計士及び税理士としての高い専門性と豊富な経

験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するもの  
あります。

- 5 森鋭一氏、若山哲史氏、及び大倉淳氏は独立役員として届け出ており  
ます。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役森鋭一氏並びに常勤監査役南川剛廣氏、社外監査役若山哲史氏  
及び社外監査役大倉淳氏は、会社法 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第  
1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、下記のとおりであります。

- ①社外取締役森鋭一氏 … 会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額  
としております。
- ②常勤監査役南川剛廣氏 … 会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額と  
しております。
- ③社外監査役若山哲史氏 … 会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額と  
しております。
- ④社外監査役大倉淳氏 … 会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額と  
しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	4 名 (1 名)	34,956 千円 (2,400 千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	7,200 千円 (2,400 千円)
合 計 (うち社外役員)	7 名 (3 名)	42,156 千円 (4,800 千円)

(注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれてお  
りません。

- 2 2016 年 12 月 22 日開催の第 2 期定時株主総会において、取締役の報酬限度  
額は年額 100 百万円以内、監査役の報酬限度額は年額 30 百万円以内と決議  
いただいております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役森鋭一氏は春日井市監査委員を兼務、監査役若山哲史氏は若山・大井総合  
法律事務所の代表を兼務、監査役大倉淳氏は公認会計士大倉会計事務所の代表、及  
び株式会社コプロ・ホールディングスの社外監査役を兼務しております。なお、当  
社と各兼務先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動内容

地位及び氏名	主な活動状況
社外取締役 森 鋭一	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。主に長年にわたり携わった政策立案等の経験で培った知識や見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役 若山 哲史	当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また、監査役会14回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会における意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 大倉 淳	当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会における意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,475千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,475千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任い



たします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社では、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役及び使用人への周知・徹底を行う。
  - ・当社の取締役及び使用人は「コンプライアンス管理規程」に従い、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
  - ・「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する取組みについて統括するとともに、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
  - ・コンプライアンスに関するリスク管理を行うことを目的とした「内部通報窓口に関する規程」を制定しており、社内及び社外の通報窓口を設置することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努めている。また、不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者等の保護義務を定めている。
  - ・「内部監査規程」に基づき、社長直轄の内部監査担当者による内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行が適切に行われているか検証する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
  - ・「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理を行う。なお、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧することができる。
  - ・不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために「営業秘密管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め、会社及び個人に関する情報の適切な管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社の危機回避及び危機が発生した場合の当社被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握及びリスクマネジメント・システムの構築に努める。
  - ・「リスク管理委員会」を原則として年4回開催し、広範なリスク管理についての協議を行い、リスクへの対策を検討する。
  - ・緊急事態発生の際には、社長は直ちに緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会は、「取締役会規程」に基づき、1ヵ月に1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
  - ・意思決定の迅速化のため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」に従って、効率的に職務の執行を行う。
- ⑤ 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・当社と親会社との取引を行う場合には、取引の合理性及び取引条件の妥当性を検証し、それらが担保される場合にのみ行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会での協議の上、人数及び権限等を決定し、任命する。
  - ・当該使用人の人事評価・異動については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ・取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認識した場合は、速やかに監査役に報告する。
  - ・取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
  - ・内部監査担当者は、監査役に内部監査の実施状況を随時報告する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役との定期的な意見交換の実施や監査役と内部監査担当者との連携が図れる環境の整備により、取締役及び使用人との適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保する。
  - ・監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
  - ・「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - ・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行うこととする。
  - また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況等の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役1名が出席しております。  
また、コンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンス委員会を開催するとともに、役職員に対し、必要な研修を行っております。社内規程等は常時見直しを行い更新するとともに、その内容を周知し、常時確認できるようにしております。
- ② 監査役会は14回開催され、社外監査役2名が出席しております。監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役、内部監査担当者、監査法人との意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ④ 内部監査担当者は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

# 貸借対照表

2019年 9月 30日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>403,573</b>	<b>流動負債</b>	<b>170,751</b>
現金及び預金	390,153	未払費用	38,675
売掛金	3,348	未払法人税等	90,422
貯蔵品	1,798	未払消費税等	24,256
前払費用	8,168	預り金	9,957
未収入金	105	賞与引当金	7,440
<b>固定資産</b>	<b>88,734</b>	<b>負債合計</b>	<b>170,751</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>19,540</b>	純資産の部	
建物	9,654	<b>株主資本</b>	<b>321,019</b>
工具器具備品	9,886	<b>資本金</b>	<b>42,774</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>7,055</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>8,944</b>
ソフトウェア	7,055	資本準備金	2,774
<b>投資その他の資産</b>	<b>62,138</b>	その他資本剰余金	6,170
投資有価証券	3,566	<b>利益剰余金</b>	<b>269,300</b>
差入保証金	41,092	利益準備金	320
繰延税金資産	17,479	その他利益剰余金	268,980
		繰越利益剰余金	268,980
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>536</b>
		その他有価証券評価差額金	536
		<b>純資産合計</b>	<b>321,555</b>
<b>資産合計</b>	<b>492,307</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>492,307</b>

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

自 2018年 10月 1日 至 2019年 9月 30日

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		800,964
売上原価		365,828
売上総利益		435,136
販売費及び一般管理費		198,948
営業利益		236,187
営業外収益		
受取利息及び配当金	32	
その他	101	134
営業外費用		
雑損失	23	23
経常利益		236,298
特別損失		
投資有価証券評価損	3,524	3,524
税引前当期純利益		232,774
法人税、住民税及び事業税	91,324	
法人税等調整額	△13,462	77,861
当期純利益		154,912

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

自 2018年10月1日 至 2019年9月30日

(単位:千円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金		評価・換算 差額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	42,774	2,774	6,170	8,944	320	114,068	114,388	166,106	1,009	1,009	167,116
当期変動額											
当期純利益						154,912	154,912	154,912			154,912
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									△ 473	△ 473	△ 473
当期変動額合計	—	—	—	—	—	154,912	154,912	154,912	△ 473	△ 473	154,439
当期末残高	42,774	2,774	6,170	8,944	320	268,980	269,300	321,019	536	536	321,555

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

自 2018年10月1日 至 2019年9月30日

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

## 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～18年
工具器具備品	3～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## 4. 引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 平成 30 年 3 月 30 日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年 3 月 30 日 企業会計基準委員会)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の 5 つのステップを適用し認識されます。

ステップ 1 : 顧客との契約を識別する。

ステップ 2 : 契約における履行義務を識別する。

ステップ 3 : 取引価格を算定する。

ステップ 4 : 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5 : 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022 年 9 月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更に関する注記)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。



(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 10,582 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,314,850 株

2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金 2,561 千円

未払事業税 8,391 千円

未払費用 5,594 千円

投資有価証券評価損 1,213 千円

繰延税金資産計 17,761 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △281 千円

繰延税金負債計 △281 千円

繰延税金資産の純額 17,479 千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、差入保証金は主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払費用及び預り金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とするとともに、毎月取引先毎に回収状況及び債権残高を管理することによって、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握しております。

#### ② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	390,153	390,153	—
(2) 売掛金	3,348	3,348	—
(3) 未収入金	105	105	—
(4) 投資有価証券	2,590	2,590	—
資産計	396,196	396,196	—
(1) 未払費用	38,675	38,675	—
(2) 未払法人税等	90,422	90,422	—
(3) 未払消費税等	24,256	24,256	—
(4) 預り金	9,957	9,957	—
負債計	163,311	163,311	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 未払費用、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2019年9月30日
非上場株式	975
差入保証金	41,092

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

差入保証金については、市場価格がなく、実質的な残存期間を算定することが困難であり、合理的なキャッシュ・フローを見積り、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	390,153	—	—	—
売掛金	3,348	—	—	—
未収入金	105	—	—	—
合計	393,606	—	—	—

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社名南経営コンサルティング (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	244円56銭
1株当たり当期純利益	117円82銭

(注) 2019年8月8日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(公募による新株式の発行)

当社は株式の上場にあたり、2019年10月28日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議しております。

- |                  |   |
|------------------|---|
| (1) 募集方法         | 一般募集（ブックビルディング方式による募集）  |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 180,000株   |
| (3) 発行価格         | 1株につき2,000円   |
| (4) 引受価額         | 1株につき1,840円   |
| (5) 資本組入額        | 1株につき920円   |
| (6) 引受価額の総額      | 331,200,000円  |
| (7) 払込期日         | 2019年11月29日   |
| (8) 資金の用途        | 主として事業拡大のためのM&Aアドバイザーの人材採用費及び教育費用、メディアへの広告宣伝費用、セミナー開催費用、システム関連費用に充当する予定であります。 |

(第三者割当による新株式の発行)

2019年10月28日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、東海東京証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を、次のとおり決議しております。

- |                  |                                  |
|------------------|----------------------------------|
| (1) 募集方法         | 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）         |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 66,000株（上限）                 |
| (3) 割当価格         | 上記「公募による新株式の発行」(4)引受価額と同一であります。  |
| (4) 割当価格の総額      | 121,440,000円（上限）                 |
| (5) 資本組入額の総額     | 60,720,000円（上限）                  |
| (6) 払込期日         | 2019年12月25日                      |
| (7) 割当先          | 東海東京証券株式会社                       |
| (8) 資金の用途        | 上記「公募による新株式の発行」(8)資金の用途と同一であります。 |

独立監査人の監査報告書

2019年11月27日

名南M&A株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷浩之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩田国良 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名南M&A株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等及び他の監査役と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について、取締役等から報告を受けるとともに、会計監査人である「有限責任 あずさ監査法人」からその監査の実施状況及び結果について報告を受けました。

また、会計監査人から、その「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）及び「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき点は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- ① 計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- ② 会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月28日

名南M&A株式会社	監査役会
常勤監査役	南川剛廣 ⑩
社外監査役	若山哲史 ⑩
社外監査役	大倉 淳 ⑩

以上